

## 福祉有償運送の概要と必要性について

### ■ 概要について

1	福祉有償運送とは	・・・	1
2	長久手市福祉有償運送運営協議会	・・・	1
3	福祉有償運送ガイドライン	・・・	2
4	福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ	・・・	3

### ■ 必要性について

5	障がい者、要介護者等移動制約者の状況	・・・	4
6	公共交通機関等の状況	・・・	6
7	タクシー料金助成等の状況	・・・	7
8	長久手市における福祉有償運送の必要性	・・・	8

## 1 福祉有償運送とは

「福祉有償運送」とは、道路運送法において登録のもとに認められる「自家用有償旅客運送」のひとつで、単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な高齢の方や障がい者の方のために、通院、通所、レジャーなどを目的として、NPO法人などの非営利法人が行う有償の移送サービスのことです。高齢化社会の進展や障がい者の社会参加にともなって地域に誕生してきました。法令（道路運送法施行規則）では、「福祉有償運送」を以下のとおり定めています。

- (1) 特定非営利活動法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う。
- (2) 特定非営利活動法人等の会員で、身体障がい者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由などの障がいを持つ方で、他人の介助によらず移動することが困難であることが認められ、かつ単独でタクシーなど公共交通機関を利用することが困難である方を輸送する。

道路運送法では、第78条において、「自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」と規定されており、いわゆる“白ナンバー”の車両で長久手市において、有償で移送サービスを行う場合は、上記の場合に限り道路運送法第79条に定める「国土交通大臣の登録」を受けることで実施することができます。

## 2 長久手市福祉有償運送運営協議会

長久手市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営を確保するために必要な事項の協議を行うため、本市では平成24年12月に「長久手市福祉有償運送運営協議会設置要綱」を定めました。

### 3 福祉有償運送ガイドライン

#### <登録に必要な主な要件>

運送主体	NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
運送の対象	あらかじめ登録した会員およびその付添人 会員は以下にあげる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であることを要するものとする。 ①要支援または要介護認定を受けている者 ②身体障がい者手帳の交付を受けている者 ③その他、単独では公共交通機関を利用することが困難な者（人工透析患者、精神障がい者、知的障がい者など） <b>※運送の出発地または到着地のいずれかが長久手市内にある場合が対象。</b>
使用車両	使用車両は乗車定員が11人未満の自家用自動車で、次に掲げる車両 ①車いすやストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 ②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 ③セダン型自動車（貨物運送の用に供する自動車を除く） 使用する車両は、運送主体の法人が使用権原を有する必要がある、運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、当該車両の使用に関する契約について、運送主体の法人が車両提供者と書面で締結する。
損害賠償保険	運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上および対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していることまたはその計画があること。
運転者	普通第二種免許所持者、普通第一種免許所持者（過去2年以内において免許の停止がなく、国土交通大臣が認定する講習等を修了し、適正検査を受けられた方）。 なお、セダン等を使用する場合は、上記要件に加えて、運転者又は同乗者が介護福祉士の登録を受けている（ヘルパー研修の修了でも可）、あるいは上記の講習を修了されている必要がある。
管理運営体制	運行管理、整備管理、苦情処理、事故発生時の対応の体制を整備する。なお、車両が5台以上ある場合、法令で定められた人数の運行管理責任者をおく必要がある。
対 価	運送の対価は、営利に至らない範囲において設定することとし、当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内であること。

## 4 福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ

<登録への流れ>

1. 長久手市役所へ申請書を提出
2. **長久手市福祉有償運送運営協議会で協議**
  - 長久手市における福祉有償運送の必要性と事業者の安全性などを考慮して判断されます。
  - 運営協議会では、申請者から意見を聴取します。
3. 申請者へ運営協議会での協議結果通知  
(「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を申請者に交付)
4. (申請書類に修正事項があれば、修正などの後) 運輸局へ登録申請
5. 登録された、もしくは拒否された旨、運輸局から申請者へ通知
6. 登録の有効期間は2年  
期間終了時に更新手続きが必要(更新登録の有効期間は3年)
  - **更新する時には改めて運営協議会での合意が必要となります。**

## 5 障がい者、要介護者など移動制約者の状況

### ●長久手市の人口等

(単位：人)

年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住 基 人 口		46,094	47,180	47,984	48,688	49,721
高齢者 (65歳以上)	人数	5,868	6,190	6,516	6,689	7,028
	構成比	12.73%	13.12%	13.58%	13.74%	14.13%

(各年度3月31日現在)

### ●長久手市の障がい者等

(単位：人)

年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住 基 人 口		46,094	47,180	47,984	48,688	49,721
身体障がい者	人数	952	863	900	948	1,004 (A)
	構成比	2.07%	1.83%	1.88%	1.95%	2.02%
知的障がい者	人数	136	148	148	150	155 (B)
	構成比	0.30%	0.31%	0.31%	0.31%	0.31%
精神障がい者	人数	117	141	169	184	195 (C)
	構成比	0.25%	0.30%	0.35%	0.38%	0.39%
介護保険認定者 (要支援・要介護)	人数	836	843	851	877	943 (D)
	構成比	1.81%	1.79%	1.77%	1.80%	1.90%
難病患者	人数	—	—	—	—	50 (E)
	構成比	—	—	—	—	0.10%

(各年度3月31日現在)

※「身体障がい者」…身体障害

者手帳所持者、「知的障がい者」…療育手帳所持者、「精神障がい者」…精神障害者保健福祉手帳所持者。

※「介護保険認定者」…介護保険制度において要支援または要介護の認定を受けた者。

### 長久手市における移動制約者数

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) … 2,347人(重複有)

●移動制約者の内訳（平成24年3月31日現在）

(1) 身体障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数(A)	1,004	332	134	213	218	64	43
視覚障がい	56	21	7	6	5	13	4
聴覚・平衡機能障がい	61	4	20	6	11	0	20
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	0	1	2	2	0	0
肢体不自由	562	117	97	142	136	51	19
内部障がい	320	190	9	57	64	0	0

(2) 知的障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	重度	中度	軽度
総数(B)	155	69	40	46
18歳以上	98	39	26	33
18歳未満	57	30	14	13

(3) 精神障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	1級	2級	3級
総数(C)	195	19	120	56
18歳以上	192	18	120	54
18歳未満	3	1	0	2

(4) 介護認定者数 (単位:人)

	合計	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
総数(D)	943	121	134	175	154	113	142	104
65歳以上	907	119	124	172	149	107	138	98
65歳未満	36	2	10	3	5	6	4	6

(5) 難病患者数 (単位:人)

	合計
総数(E)	50
75歳以上	17
75歳未満	33

## 6 公共交通機関等の状況(平成 23 年度実績)

### (1) タクシー

事業所名	車両台数 (現在)		輸送回数、輸送人員等 (平成 23 年度実績)	備考
	福祉車両	セダン型		
カナレタクシー	1 台	17 台	輸送回数 76,749 回 輸送人員 97,509 人 走行距離 673,978 km 実車距離 273,955 km (全車両計)	
あんしんネット あいち	3 台	19 台	輸送回数 126,560 回 輸送人員 189,603 人 走行距離 1,382,220 km 実車距離 467,653 km (全車両計)	

### (2) バス

区 分		路 線	走行距離 (km)	輸送人員 (人)
路線バス (名鉄)		5	—	—
N-バス	中央循環線	2	85,629	59,701
	福祉の家線	1	15,184	22,765
	西部線	1	22,229	15,831
	南部線	2	48,180	26,998
	藤が丘線	1	20,951	38,548
	東部線	1	21,243	5,050
	三ヶ峯線	1	38,836	26,769
	計	9	252,252	195,032

### (3) リニモ (東部丘陵線)

		合計	藤が丘	はなみ ずき通	杵ヶ池 公園	長久手 古戦場	芸大通	公園西	愛・地球 博記念 公園	陶磁器 資料館 ・八草
乗降者数 (千人)	発	6,772	2,815	414	548	557	316	212	816	1,094
	着	6,772	2,795	399	535	547	319	218	835	1,123

## 7 タクシー料金助成等の状況

### (1) 障害者タクシー料金助成（長久手市役所福祉課）

- ①対象：身体障害者手帳 1～3 級（3 級は下肢・体幹に限る）、療育手帳 A・B 判定、精神障害者手帳 1、2 級の人
- ②内容：タクシーを利用する場合の基本料金（上限 610 円）及び迎車料金（利用の場合 200 円）を助成。（年間 52 回分のチケットを交付）
- ③実績：平成 22 年度 2,723,410 円（4,117 枚） 267 人に交付  
平成 23 年度 3,192,130 円（4,855 枚） 326 人に交付

### (2) 市営バス「N-バス」の無料乗車（長久手市役所安心安全課）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者本人及びその付添人 1 人、中学生以下の小人、就学児童に同伴保護者、妊婦など
- ②利用：降車時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示することで乗車料金（100 円）が無料。
- ③実績：平成 23 年度 157,063 人（全体利用者 195,032 人の 80.5%）

### (3) リニモの運賃割引（愛知高速鉄道株）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：身体障がい者及び知的障がい者の方で、旅客鉄道会社運賃割引の欄で第一種の認定を受けている方が、介護者と同伴の場合に限り、本人と介護者お二人とも運賃を割引（割引率 50%）。

### (4) タクシー料金割引（全都道府県）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：迎車料金等を除く規定料金の 10%を割引

### (5) 有料道路通行料の割引（全都道府県）

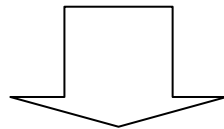
- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：身体に障害のある人が自ら運転する場合又は第 1 種身体障害者若しくは第 1 種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転して有料道路を利用する場合に通行料金を割引（割引率 50%）。



## 8 長久手市における福祉有償運送の必要性

### 【現況】

- 人口は、平成24年3月31日現在49,721人である。65歳以上の人口は7,028人、高齢化率14.1%であり、1年前と比較すると339人増加している。
- 障がい者数（身体、知的、精神）は、平成24年3月31日現在1,354人であり、1年前と比較すると72人増加している。
- 現在、長久手市には、他人の介助によらずに移動できない移動制約者は、約2,200人（重複有）と見込まれる。
- 現在、長久手市におけるボランティア等による輸送は、市の把握している範囲では、実施されていない。
- 長久手市が平成23年度に策定した第6次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画、第3期障害福祉計画をにおいても、要支援・要介護者認定者や障がい者に対する地域における移動手段の確保など、外出しやすい環境づくりが課題として挙げられている。



今後も人口増加・高齢化に伴い、障がい者、要介護認定者の移動制約者数が増加すると見込まれるため、長久手市福祉有償運送運営協議会事務局として、本制度の利用促進を事業者に促しつつ、NPO法人等による福祉有償運送の承認が必要であると考えます。